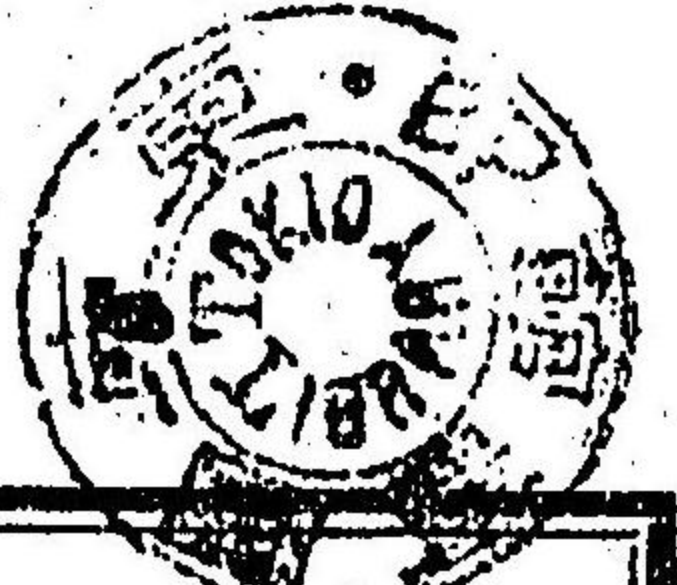


№ 20697/22



緒言

此書は古來御遷宮の記録先哲の記事延喜式以下の諸書に據り新聞紙或は最も信すべき人の説話または現に公にせられたる公文等を參酌とこれを有識の先生に質したる後輯録す

一御装束御神寶の品目を載せて延喜式に詳かなり且神御物をとくに記載するはその恐れ少からされば茲に載せず

一内宮外宮と御式に概ねたがひなければ各別に記載せず



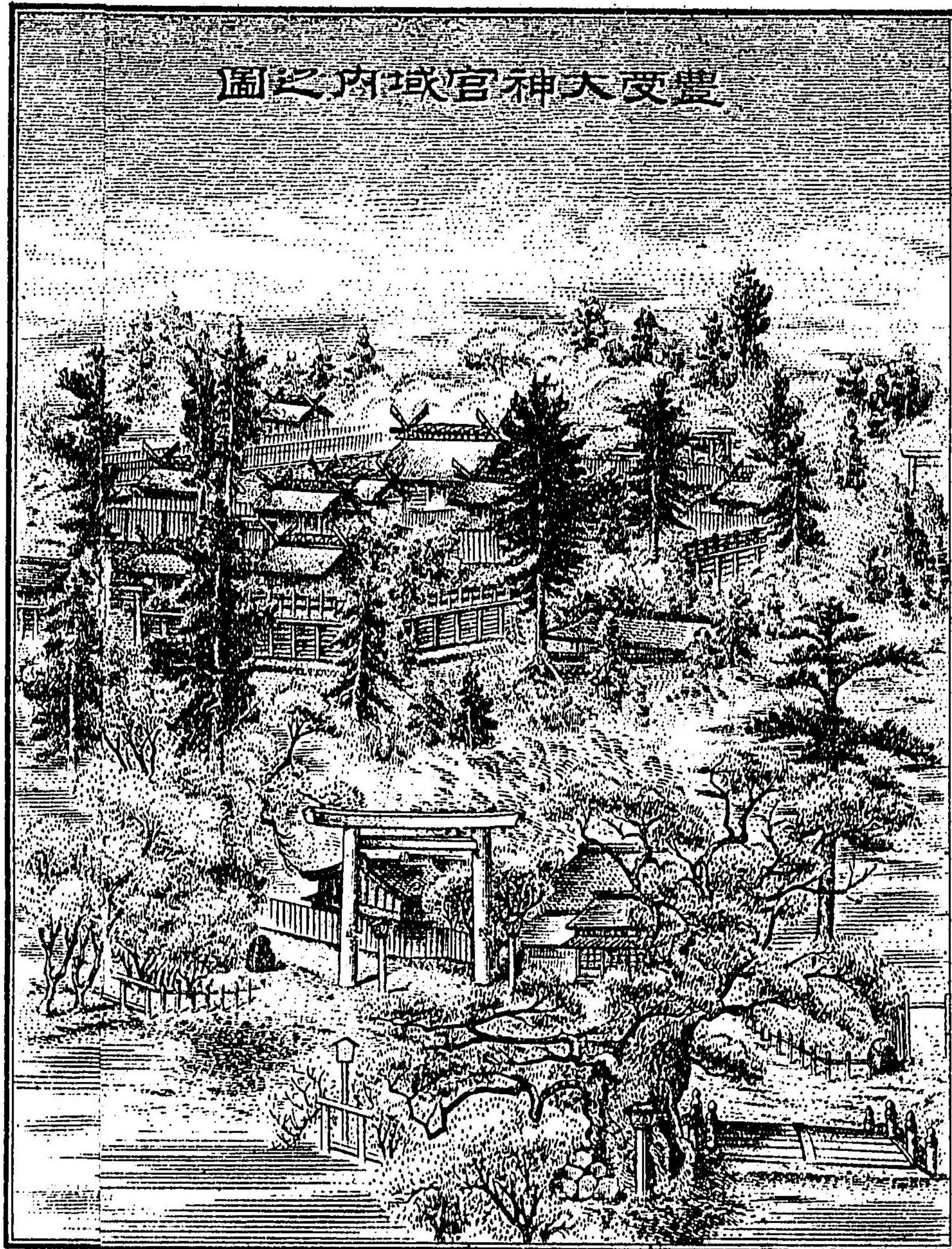
編者識

大皇神宮城



大皇神宮城

豐受大皇神宮城內之圖



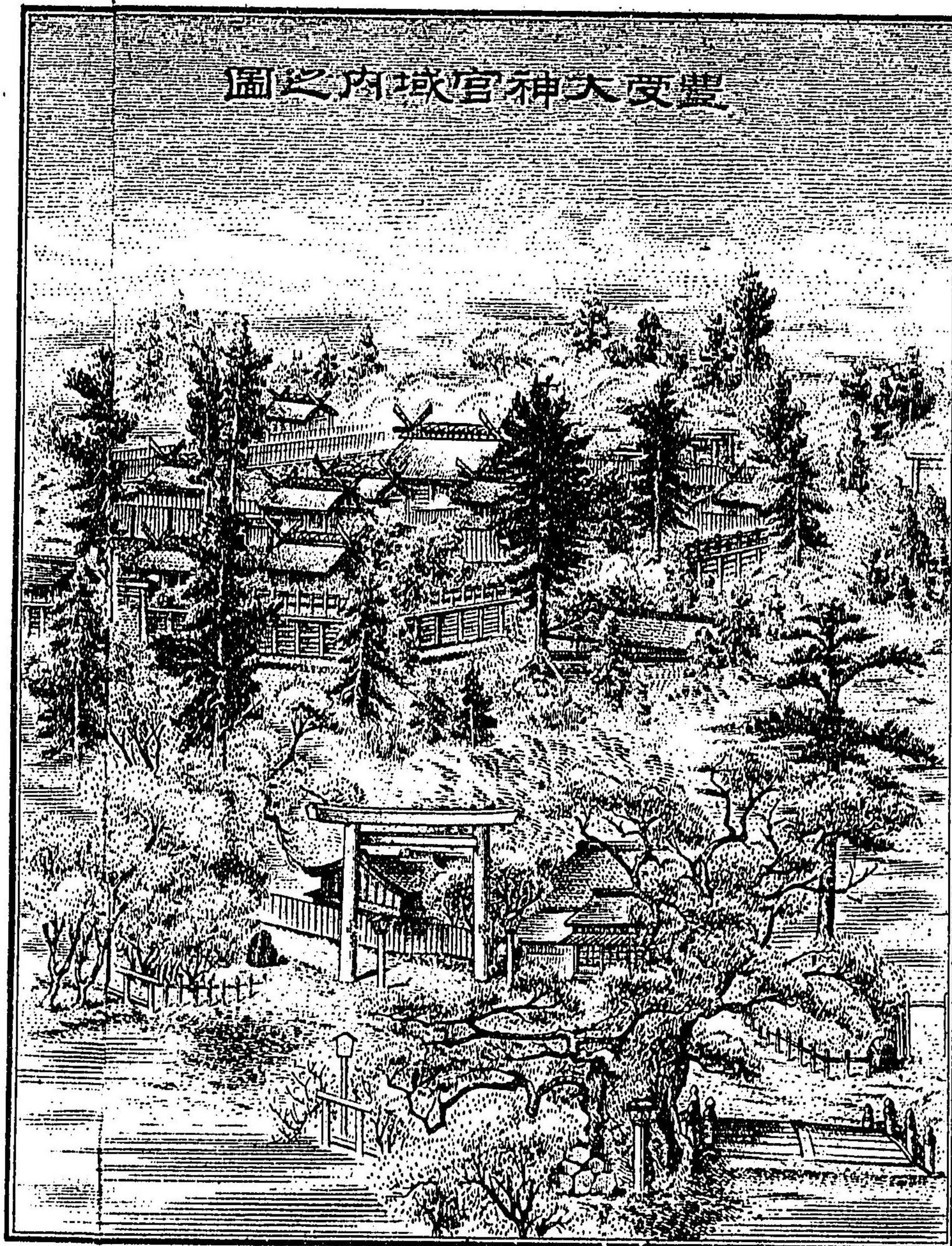
大皇神宮城內之圖

圖之內城宮神大皇

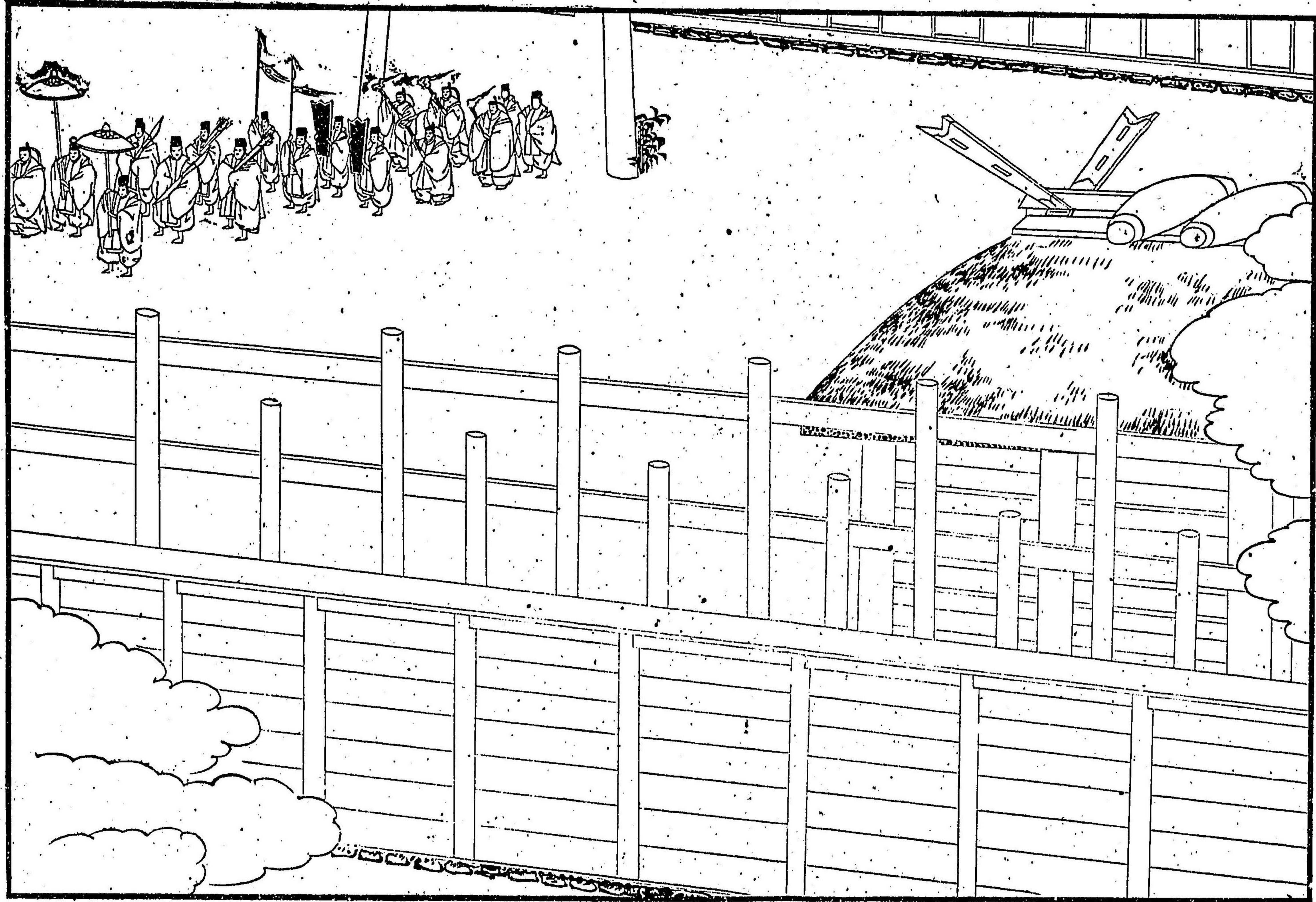


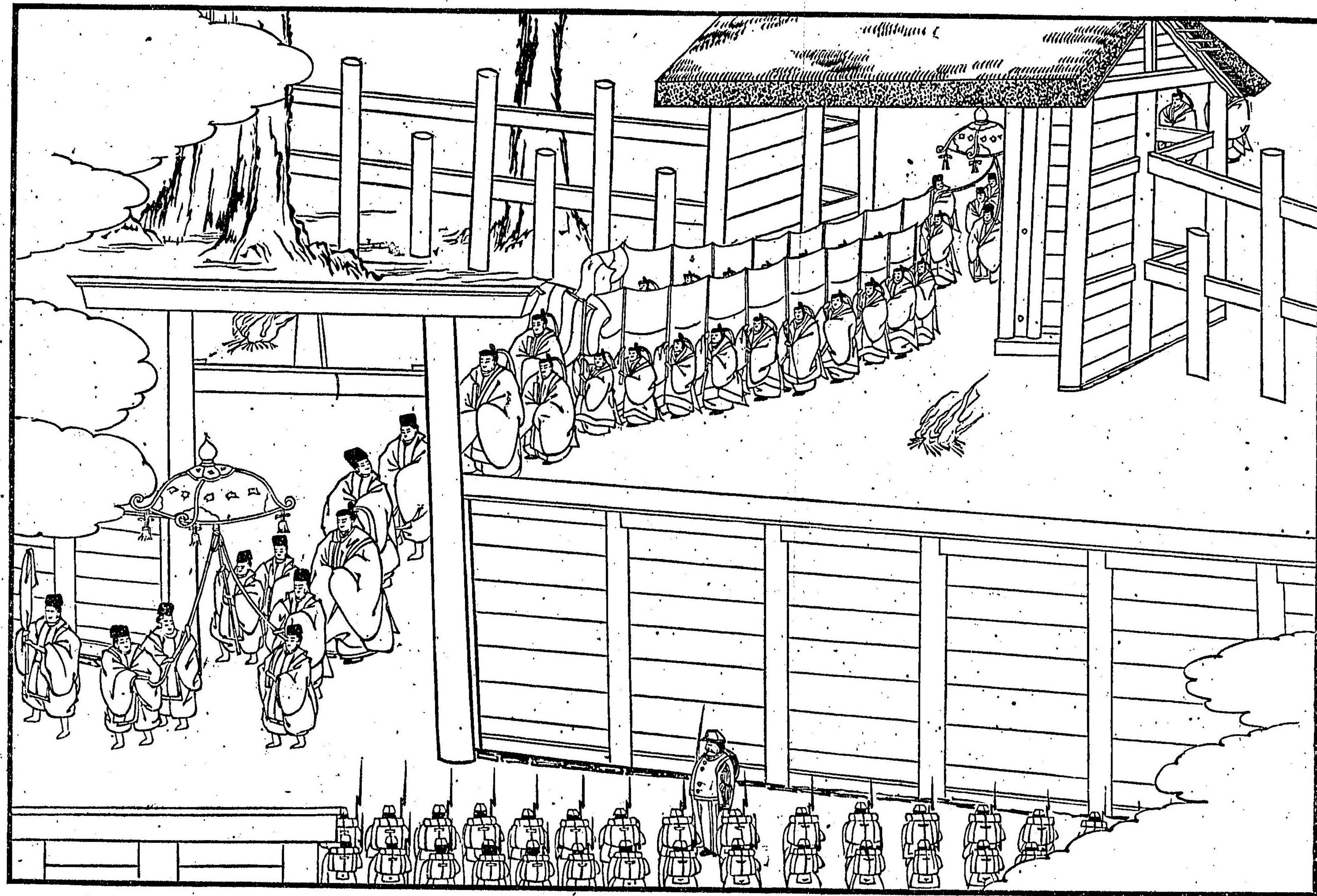
印后聖并圖寺四清其保大

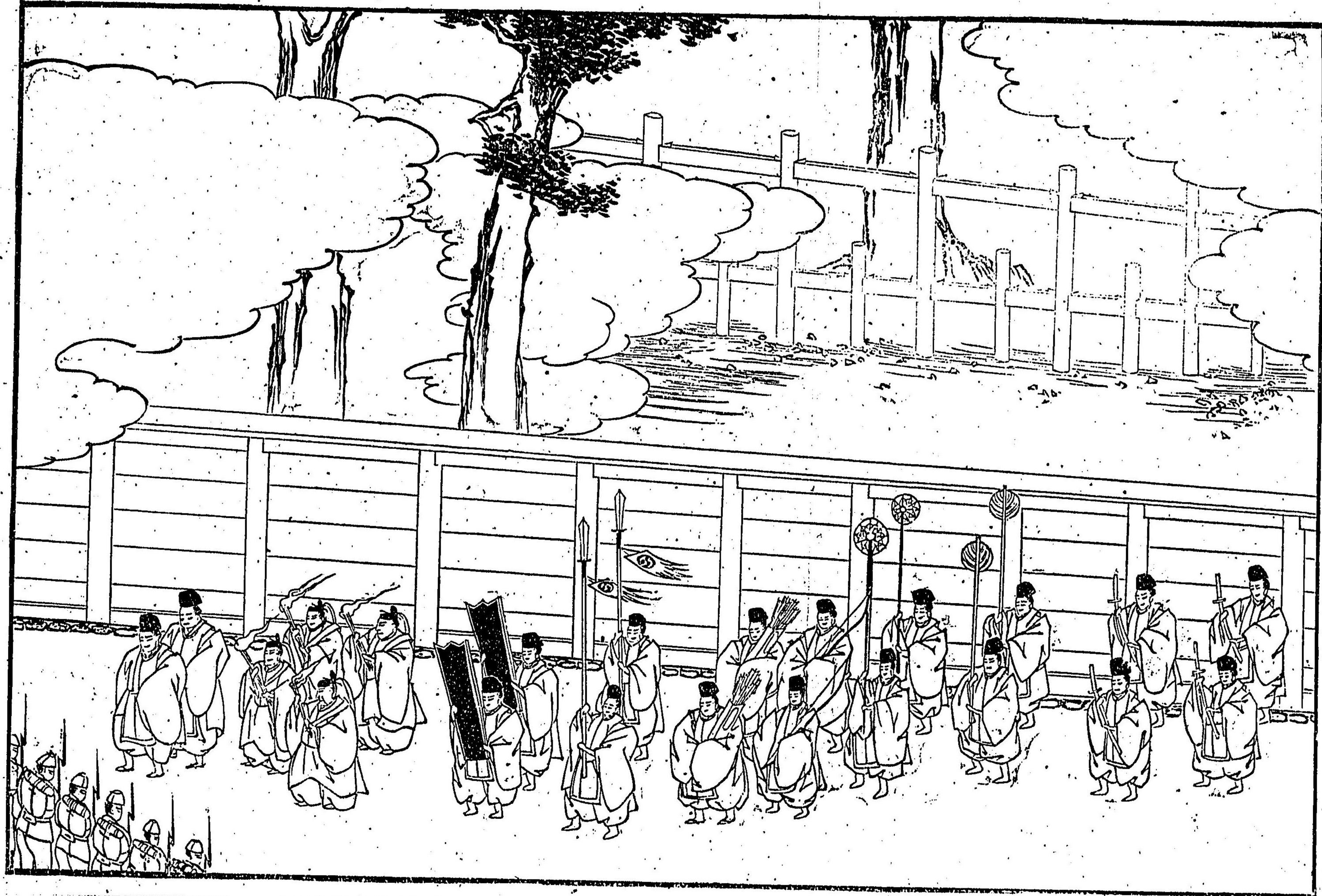
圖之內城宮神大度豐



印后聖并圖寺四清北隊大







伊勢 御遷宮の記

伊勢 豊住 謹次郎 編

神風の伊勢の國、度會郡、拆鈴の五十鈴の川の川上に鎮り
ます、かけまくもかしこき、天照大御神は、神武天皇紀元五
百六十九年、崇神天皇六年、大和國、笠縫の宮に、うつしまつ
らせたまひ、同二百五十七年、垂仁天皇二十六年九月十七
日、こゝにしつめいはひ祀りてより、今明治廿二年まで、千
八百九十三年になり給ひ、同く度會山田の原に鎮ります、
豊受大神は、紀元千百三十八年、雄略天皇二十二年九月十
六日、丹波の國、眞名井より、こゝにうつし參らせてより、今
に至るまで、千四百十二年になり給ひて、世々の御奉仕最

と、殿ろかに、祈年新嘗神嘗月次等の御祭りより、國家の大
典、時の詳災に至るまで、悉く告げ知らせ奉り給ふこと、天
祖大御神の在しますに異ならず、取わき御造營の御事は
嚴重に行はせ給ひしか、今を距ると、千二百五年、天武天皇
十三年九月十日癸丑、始めて神寶を奉りたまひ、又毎二十
年改造、而大神宮、行遷宮儀式、著為永式、との詔ありければ、
爾後の列聖、この盛意を遵奉し、敢て忒ひ給ふことなかり
き、されは延喜式にも、凡太神宮二十年一度造替正股寶殿
及外幣殿皮會宮及別宮餘社皆操新材構造、自外諸院、新
舊通用、宮地定置ニシテ、其舊宮神寶遷收、新殿、云々、又凡太神

宮年限満應修造者遣使孟冬始作之、神宮七院社十二
處云々と見ゆ、また御造營の諸祭より御神寶御裝束御調
度まで、定め給ひて、國家の典式とせられけり、されど中世
以來、武門權を弄し、降りて戰國の世となりては、奸雄互ひ
に攘竊を事とし、恐れなから、王室は衰微を、極めさせられ
たれば、いつの程にか、此大典も、自づと行はせられ難く、内
外の御宮を始め奉り、軒端頽れ、御階圯れ、雨露をたにふせ
き兼たる有様となり給ひしころ、淺増けれ、織田信長公は、
尊王の志、篤き人なりければ、武勳を建るに及ひて、國家
の大典儀式を、再興し給ひ、遂に奏請して、新に兩大神宮を
造營し奉り、悉く舊制に復せしか、尋て豊臣徳川の二氏に

及びては、御造營の事は行届き難きより、宇治の慶光院上人、自から天下に大勸進して、御遷宮を行ひ給ひ、徳川將軍に勸めて、これを行ひ奉るととなせども、古の御儀式は、往々廢れて、擧らざるものありとかや、明治維新の時に當り、凡百の舊典を復し給ひ、大廟に仕へ奉る禮は、最と嚴かに行わせられ、明治二年の御遷宮には、絶へたるを繼ぎ、廢れたるを興し給ふ事多かりき、されど、當時維新日尙は淺く、百の典式、いまた全く備はらざる事もありしならんが、この度の御式年は、文物粲然、百度悉く備りたる御世なれば、古來の御儀式を、取り調へて、總てこれに復し給ひ、中世以來、未曾有の御盛典とを承りける。

さて今回の御造營に就ては、特に造神宮使廳と置かせられ、使は祭主大勸位久邇宮殿下に、副使は内務省社寺局長從五位勳六等國重正文氏に命せられ、別に主事屬を置き、て之れに隸けられたり、然して御正殿は内外の宮とも、西の御敷地に造營せらるゝ、御順序にて、其外御造營の箇所は左の通りなりとす。

皇大神宮	行	三丈六尺九寸	妻	一丈八尺	豊受太神宮
正殿	行	三丈六尺九寸	妻	一丈八尺	同上
東寶殿	行	二丈一尺	妻	一丈四尺	同上
西寶殿	同	同	同	同	同上

瑞垣	延長五十五丈一尺五寸 高九尺三寸	同	延長五十丈五尺四寸 高八尺五寸
瑞垣南御門	行二丈二尺五寸 妻一丈一尺	同	行二丈二尺 妻一丈一尺
同北御門	高弘一丈四尺 一丈二尺七寸	同	高弘一丈一尺 一丈一尺
蕃垣	延長十二丈四尺八寸 高七尺八寸	○	
蕃垣御門	高弘一丈一尺三寸 一丈一尺	同	高弘一丈一尺 一丈一尺九寸五分
内玉垣	延長六十六丈八尺 高八尺一寸六分	同	高八尺二寸
内玉垣南御門	行三丈一尺二寸 妻一丈六尺四寸	同	行三丈一尺 妻一丈六尺三寸
同北御門	高弘一丈四尺 一丈二尺七寸	同	高弘一丈一尺 一丈一寸
同東掖御門	高弘八尺五寸 八尺	同	高弘六尺八寸 九尺六寸六分

同西掖御門	高弘七尺五寸 八尺	御饌殿	行一丈九尺五寸 一丈三尺
八重賢木鳥居	高弘一丈七尺八寸 一丈七尺	中重鳥居	高弘一丈六尺五寸五分 一丈五尺
四丈殿	行四丈 妻二丈六尺	上同	行四丈 妻二丈
外玉垣	延長九十四丈四尺四寸 高一丈	同	延長六十六丈六尺四寸八分 高一丈
外玉垣南御門	行二丈五尺 妻一丈五尺	同	行二丈五尺 妻一丈三尺
同東御門	高弘一丈一尺 一丈三尺九寸七分	同	高弘一丈一尺 一丈二尺
同西御門	同前	同	同前
同北御門	同前	同	同前
南宿衛屋	行四丈二尺 妻一丈五尺	同	行二丈七尺 妻一丈五尺

御稻御倉	外幣殿	御贄調舎	同北鳥居	同西鳥居	同東鳥居	板垣南鳥居	板垣	北宿衛屋
妻行 一丈八尺 一丈二尺	妻行 一丈五尺 一丈二尺	妻行 一丈四尺 一丈二尺	高弘 一丈三尺三寸 一丈四尺六寸五分	高弘 一丈七尺三寸	高弘 一丈六尺	高弘 一丈七尺五寸 一丈九尺	高 延長百一丈一尺五寸 一丈	妻行 一丈八尺 一丈五尺
○	同	○	同	同	同	同	同	同
	妻行 一丈七尺四寸		同前	同前	高弘 一丈二尺五寸 一丈八尺四寸	高弘 一丈九尺 一丈八尺四寸	高 延長百八丈三尺九寸 一丈	上同

一ノ鳥居	二ノ鳥居	酒殿	由貴殿	五丈殿	忌火屋殿	外御廐	中御廐	内御廐
高弘 一丈九尺 一丈一尺四寸	高弘 一丈七尺七寸 一丈九尺五寸	妻行 一丈四尺 一丈二尺	妻行 六尺 四尺	妻行 五丈六尺 一丈九尺	妻行 四丈九尺六寸 二丈四尺	同前	妻行 一丈五尺 二丈四尺	妻行 四丈 二丈
同	同	上同	九丈殿	同	同	同	○	同
高弘 一丈八尺三寸 一丈九尺八寸	高弘 一丈八尺三寸 一丈九尺八寸	妻行 一丈八尺 一丈二尺	妻行 四丈 一丈七尺八寸	妻行 五丈八尺 二丈	妻行 四丈七尺 九尺八寸	妻行 一丈四尺三寸 二丈三尺二寸	妻行 一丈四尺三寸 二丈六尺	妻行 三丈五尺 一丈六尺

弘長 一丈七尺
二丈四尺

同 弘長 一丈七尺三寸
北鳥居 弘長 一丈八尺三寸

北御門口橋 弘長 一丈八尺

此他祭舎、榎舎、蕃垣、板垣、御殿、湯釜屋、御馬洗所等あり、又別宮には、内宮は、荒祭宮、月讀の宮、月讀荒御魂宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈彌宮、瀧原宮、同並宮、伊雜宮、風日祈宮、外宮は、多賀宮、土宮、月夜見宮、風宮等何れも皆御新營なりし、御造營につきては種々の御祭りありて其あらましを記さんに、明治十五年五月二日山口祭を行はせらる、今年に至り立柱祭とて正殿建まへの御祭りあり、一日午前八時

三時外宮十二月十日、次に御形祭とて、御屋根の御形を穿ち奉る御祭あり、この式は主典御形を穿り墨を加へ、禰宜之を檢知するなりと、外宮三月十一日午前八時、次は上棟祭にて、即ち御棟上式あり、外宮三月十三日午後四時、此御式は新宮の御棟木に布網二條を懸け垂手麻を付けたる賢木を、同所に置き、弓矢二具を御棟木に飾り付け、當日宮司權宮司禰宜權禰宜主典宮掌總員及ひ造神宮主事同屬忌鍛治、小工參集式の如く、順序を経て新宮に詣る、宮司は主事に向ひて、正殿と瑞垣との中間、古規の如く相違なきや、測量せられよと申せは、主事は属を指揮して、小工を率ゐ、心の御柱の臺より、瑞垣御門の基の中間までを、丈量せしめ

古規に相違なき旨を答ふ、こゝにて御棟上となり、造神宮
 属二人御庭に立ちて、賢木を揮り、音頭を揚げて、千歳棟と
 喚ふ、棟上にある小工、此聲に應じて、槌を揚げて、御棟木を
 打ち、万歳棟と應へ、又曳々億棟と喚ふ、外宮にては、曳々如斯
 音頭を發し、棟を打つと三度に於て、餅を投げるなり、これ
 を畢れば、神饌神酒を奉り、諸員奉拜する等の禮式あり、こ
 れ其大畧なり、次は擔付祭とて、正殿御屋根擔付の萱を葺
 奉る御祭なり、外宮四月二十四日午前十一時、次は葦祭と
 て、御屋根藝及ひ其左右の板の御金物を、打奉る御祭な
 り、内宮八月二十三日午前八時、次は御戸祭とて、御戸に御
 鑰穴を穿ち、奉る御祭なり、外宮九月十五日午前十時、次は

御船代祭とて、御船代を彫奉る式を行ふ御祭なり、外宮九
 月十七日午前八時、次は洗清とて、新宮の御造作出來上り
 たる後殿内を洗ひ清むる御式なり、外宮九月二十四日午前
 八時、次は心御柱奉建なり、此御式は、主典宮掌、御正殿御
 床下に、心御柱の穴と穿り、正權禰宜、御柱を建奉るなり、外
 宮九月二十五日午前八時、次は杵築祭とて、御柱の根を築
 き、堅むる御祭なり、外宮九月二十八日午前八時、此御祭は、
 いと珍らかなる御式にて、當日祭主、正權宮司、正權禰宜、主
 典、宮掌及ひ造神官、使、副使、属立會、宮司より、權禰宜まで、
 白杖といふものを持ち、新宮御床下にて、歌を歌ひ、御柱根
 を築ぎ固む、尤主典宮掌は、同じく高欄の御柱根を築くな

り、其歌に

内宮三首

かしこしや五十鈴の宮に杵築してけり、杵築してけり、
里國予さるゆる郡予さかゆる、萬代までに、
天照そおふ宮どころ、かくしつゝつかへまつらん萬
代までに、よろづよまでに、

次は後鎮祭にて、御殿の落成により、鎮め奉る御祭りにて、
御床下に天の平賀を安置するよし、天の平賀とは、土器に
して、主典これを御床下に覆せ奉るなり、同日午前十時御
装束神寶讀合式あり、これは朝廷より御奉納の御神寶御
装束六櫃に目録と添て送り給ひし御物を造神宮使れよ

び祭主以下の神官立會ひ丈尺等を点檢し奉るなり、畢れ
はこれを川原坂所に送り、同日午後四時川原大坂あり、御
樋代を始め御装束御神寶を川原坂所にて清めし、後遷御
の御物は正宮に納め、其他の御物は新營に納め置く、此諸
御祭式の内、立柱祭、上棟祭、御船代祭、杵築祭、後鎮祭、と遷御
奉幣の御日取は最も重き御式なれば、奏問を経て御治定
あらせられたりと承りぬ
今度の御遷宮は畏こき御あたりにては飽まで鄭重に遊
はされたき、叙慮のよしにて奉遷使并に奉幣使として掌
典長従一位勳一等公爵九條道孝公を参向せしめられそ
の随員には掌典従三位子爵千種有任卿、掌典補萩原嚴雄、

同田口保周式部属村田濑式部職雇二人なり又御神樂并
秘曲を奉納せらるゝ爲雅樂部長正四位勳六等岩倉具綱
卿を差遣はされ式部属高橋重久式部職雇一名を率ゐし
められたり遷御の時刻には恐れながら天皇陛下には
宮中より御遙拜あらせらるゝ由にて御衣冠等はすへて
御新調あらせられしに實に有難き御事にこそ
斯くて御遷宮の當日には外宮十月五日午前八時に祭主
以下の神官正宮新宮の御鋤を行ふの御式ありさて遷御
の時刻は午後八時の御豫定なれば時刻に先だち第一の
相圖にて祭主朝彦親王殿下宮司鹿島則文權宮司福原公
亮禰宜中田正則同尾寺信同東吉貞權禰宜柳尙簡同二宮

嚴櫃同檜垣常伯同岩井田尙行同檜垣貞吉および主典宮
掌の諸神官一同參集所に參着あり續て奉遷使九條公掌
典千種卿の一行造神宮副使國重正文造神宮使は祭主の
下參集する副使以同主事大谷順三三重縣知事山崎直胤三
重縣警部長門岡千別の諸員も參着せらる第二の相圖に
て御祭式の庶具を用意し第三の相圖にて奉遷使の一行
遷御供奉の神官は參集所を出つは立神宮副使三重縣知事
兼外五垣長は警部以外巡査を率ひ此時第一鳥居内に整列した
る儀伏兵奉銃の禮を行ひ樂員は樂を奏す此日の御出立
は奉遷使は束帯に木綿とて淨き麻にて冠を束ね掌典は
衣冠にてこれもまた木綿蓑を懸し掌典補は淨衣を着け

宮掌一員衣淨奉遷使に副ヒ從ヒ祭主の宮宮司權宮司は
 づれも東帶にて其上に明衣明衣は白生生從從に製の製
見へ又若若内内人人延延明明式式に料福福宜宜乃乃若若明明衣衣々々註註に衣延延並並用用生生絹絹下下
司等等は布ひして製製見見たるを着け木綿綿蔓蔓を懸く禰宜宜權權禰禰宜宜
は東東帶帶に明衣衣木木綿綿蔓蔓を着け木綿綿襦襦を懸く乘燭燭の役と御
幌を褰くる役と召立立の役を勤むる主主典典は東帶帶に明衣衣木
綿蔓蔓を懸け行障障を捧げ絹垣垣と勤むる主主典典宮宮掌掌は衣冠冠に
明衣衣を懸く御楯楯御御弓弓御御太太刀刀其其外外執執物物奉奉仕仕の宮掌掌は淨衣衣
を着つくさて儀伏伏兵兵前前後後を護衛衛して進進めは奉奉遷遷使使の一行行
は祭祭主主以以下下の神官官と路を狹み相對對して整整列列す二の鳥居居
内には兼てより大麻麻御御盥盥役役の宮掌掌侍侍りて奉奉遷遷使使の一行行

を淨淨めまらせ(儀儀伏伏兵兵捧捧銃銃)進進みて玉玉串串行行事事所所に至る此
處にて奉遷遷使使掌掌典典祭祭主主正正權權禰禰宜宜次次第第に太玉玉串串を執りて
木を受け儀伏伏兵兵捧捧銃銃玉玉串串所所役役の主典典も玉串串を執りて
正宮宮中中重重の石壺壺に着く垣御御式式中中護護兵兵は板續續きて主主典典宮
掌も石壺壺に着く此際際宮宮掌掌一一員員板板垣垣御御門門下下にて御御盥盥を灑
ぎ淨淨むるとあり是れより先き造神神宮宮副副使使三三重重縣縣知知事事は
第三三の相圖圖ありしとき中重重鳥鳥居居外外に參着着し居り諸員員一
同着着席席あれは宮掌掌太太玉玉串串案案二二脚脚を内玉玉垣垣御御門門下下の東西
に設設け奉遷遷使使以以下下次次第第に太玉玉串串を奠る是に於て御鑰鑰役
の主主典典御御鑰鑰を捧げて宮宮司司に進め宮司司はこれを受受けて諸
員一一同同と内院院に參入入定定めの場場所所に着く奉幣幣使使御御階階の下

進みて祝詞を奏し奉る此御祝詞ころ我天皇陛下より奉
 遷の事を奉し給ふ御詞にて最ども尊ふとき御儀なり御
 祝辭を奏し畢れば正權禰宜御階に昇り御扉を開く此時
 諸員俯伏し儀伏兵捧銃の禮を行ふ御扉を開きぬれば主
 典二人御階に昇り殿内と大床とに御燈を點して大床の
 東西に候し入御を待奉る權禰宜は正宮に歸參し殿内に
 候するなり是に於て出御の準備を爲すため召立所の主
 典召立に隨ひ御の時執物の役眞を一人御階下の東方に
 立ち奉選使掌典は其次に列立す先きに殿内に候せし祭
 主正權宮司は御階を降りて西方より奉選使に對ひて列
 立す此時正權禰宜は尚行降絹垣執物を勤むる主典宮掌

は其次の両側に列立す此時他の宮掌御道敷布を正宮階
 下より御道筋に敷つらね召立所の主典召立文を續上げ
 て夫々の役員と呼出し諸員は此召立に隨ひ各執物を受
 く行障絹垣奉仕の主典は大床に昇りて一拜し絹垣を御
 階の前に寄せ奉る其時瑞垣御門下に宮掌一人參候しわ
 るもの三たび鶏鳴を唱ふれば奉選使御階前に進みて出
 御遊はさるべき旨を三たび申す是に於て御幌の主典は
 御幌と褰げ出御ましますなり渡御の御次第は左の如く
 なりと

皇太神宮渡御

宮掌

秉燭

秉燭

御楯

御鉾

御鞞

御弓

宮掌	秉燭	秉燭	御楯	御鉾	御鉾	御鉾	御火	御火	御火
菅御翳	紫御翳	金銅造 御太刀	玉 御太刀	須賀利 御太刀	御蓋	奉選使	御弓		
菅御翳	紫御翳	金銅造 御太刀
.....	行障	絹垣十人	祭主	宮司	權宮司			
掌典	行障	絹垣十人	御蓋						
菅御笠	御弓	御鞞	御鉾	御鉾	御火	御火	御火	御火	御火
菅御笠	御弓	御鞞	御鉾	御鉾	御火	御火	御火	御火	御火
御掌	御掌								

度會宮渡御

宮掌	秉燭	秉燭	御楯	御鉾	御鉾	御鉾	御火	御火	御火
菅御翳	金銅造 御太刀	蟬 御太刀	紫御蓋	奉選使	掌典				
.....
行障	絹垣十人	祭主	御司	權御司				
行障	御樋代	菅御笠							
御胡籙	御胡籙	御火	御火	御火	宮掌				
御胡籙	御胡籙	御火	御火	御火	宮掌				
御太刀	御太刀								

御鹵簿正宮の諸門を経て板垣御門外に出れば儀仗兵前
 後を護衛し新宮板垣門前に至りて整列す鹵簿は直に進
 んて新宮の内院に至れば主典宮帳を裏げ入御あらせら
 る前陣後陣の御神寶は階下の東西に分列し祭主正權宮
 司殿内に入る終りて權禰宜殿内より出て大床の左右に
 候し執物の諸員は召立所主典の召に應じ前陣後陣の御
 神寶を次第に權禰宜に傳へ權禰宜はこれを殿内なる禰
 宜に傳へ禰宜これを殿内に奉納す行障、絹垣、執物を勤め
 し主典宮掌は列をひらひて定め座に着けは祭主降階
 し主典御燈を撤し正權禰宜もつゝきて降り皆其所に着
 く正權宮司御扉を閉ち儀仗兵捧銃奏樂あり諸員俯伏す

奉遷使進みて又祝詞を奏し奉り終れば宮司奉遷使の前
 に遷御儀式の畢りたることを告げ諸員一拜して中重の
 石壺に退き一同奉拜すること八度儀仗兵拜禮し此間奏
 樂あり終れば儀仗兵前後を護衛して退下し途中荒祭の
 宮宮に太神宮外宮は荒魂を祭りし御宮にて御殿の北を遷拜儀
 整列し道の捧銃にして參集所に歸る是れにて遷御の御事は
 終るなり
 翌三日は奉幣使の參向なり同日午前八時度會の宮は同
 り奉幣使公爵九條道孝公は掌典子爵千種有任卿掌典補
 萩原嚴雄同田口保周を隨へ參向せらる此日使は東帶し
 て木綿蔓を懸け給ひ掌典は衣冠に單木綿蔓を懸け掌典

補は淨衣じよんいして宮掌一員みやのつかさ之れに副從さへじゆす定の時刻さだめに至いたれば使は祭主正權まつりぬし宮司正權みやのつかさ禰宜ねい以下の神官かみとともに官幣くわんぺいの御幸みゆき櫃ひつを先に立て儀伏ぎふく兵をして前後を護衛ごゑいせしめて進行し給ひ二の御鳥居みとりいにて大麻御盥おほまはの儀あり玉串たまぐし行事ぎょうじ所に進すすみて一同列立りつりつ儀ぎ兵官幣くわんぺいを送り文に照てらしてこれを點檢てんけんし捧儀ほうぎ伏ふく兵使は太玉たま串ぐしを執と捧儀ほうぎ兵へて進すすむ次に主典しゆてん官幣くわんぺい案あん脚あし二にを昇のぼきて使の先に立ち掌典しやうてん付添つぎひて玉垣たまがき御門みかどの正中まんなかに据へ掌典しやうてんと主典しゆてんと案の東西とうざいに分候ぶんこうす使中重ちゆうじゆうの石壺いしづに着き祭主まつりぬし以下の神官かみも次第しだいに太玉たま串ぐしを執と進すすむこと前の如ごとく御門みかど外そと儀ぎ兵へ分列ぶんれつす垣使は進すすんで御祭文みまつりことばを奏まうし奉る是れ今日御式けふのぎしきの主眼しゆがんにして諸員しよゑん皆俯伏かみかみし儀仗

兵は奉銃ほうじゆうの禮れいを行なひ樂員がくゑんは樂がくを奏まうす使祭文みまつりことばを奏まうし終りてこれを權宮司ごんみやうしに渡わたし復座ふくざし給ひ更に進すすみて玉串たまぐしを奠たてまつつる掌典しやうてん以下の隨員ずいゑん及および祭主まつりぬし以下の神官かみ皆つゝ玉串たまぐしを奠たてまつつる是に於て祭主まつりぬし以下の神官かみは内院ないゐんに入り御幣みへい物を東寶殿とうほうでんに納め諸員しよゑん奉拜ほうはいすると八度儀仗兵はつたぎ仗兵は捧銃ほうじゆう樂員がくゑんは樂がくを奏まうし一同退出荒祭いどうしゅつぐわい宮外みやのそと賀がの宮みやは多遙拜たしやうはい前の如ごとく退下たいげし次に奉幣ほうぺい使掌典しやうてん同補祭主正權どうほまつりぬし宮司正權みやのつかさ禰宜ねい等五丈殿ごさうでんにて擬膳ねいぜんあり其他の諸員儀仗兵しよゑんぎ仗兵は皆退下みなたいげすこれを奉幣ほうぺいの御式みしきとす同夜は兼かみて仰出おほいでいだされたる御神樂みかみがくねよび秘曲ひきよくの御奉納みほうなありて午後六時より内玉垣御門ないたまがきみかど前に幄舍あくしやを設け終夜秘曲しゆうやひきよく

を奏して神慮と慰め奉り給ふ此御奉納の事は雅樂部長
岩倉具綱卿之れを統督し給ひ言と嚴かに執行せらる誠
に有難きとにこそ
以上の御式にて内外の御宮は全く御遷宮の御事終れり
尋いて内宮別宮荒祭宮は十月十日外宮別宮多賀の宮は
十月十三日内宮別宮月讀の宮同月讀荒宮魂の宮は十月
廿八日同伊佐奈岐宮伊佐奈彌宮十月三十一日同瀬原宮
同瀬原並宮は十一月六日伊雜宮は十一月十三日風日祈
の宮は十二月四日外宮別宮土宮は十一月廿日同月夜見
の宮は十一月廿八日同風宮は十二月十日に遷御あらせ
らるゝの御豫定なり

抑この大御神の宮を二十年毎に新に造りて遷し坐せ奉
る御大禮は上にもいへる如く天武天皇の大御代に始り
しことなるがられより以來千有餘年の久しき間には禍
津日の禍事れこりて其御大禮を行わせらるゝことを得
さりし事などありけるを明治の聖の大御代となりては
方の事慮のまゝに施し行ひ給ふにつきては先づ國家
の大基本と坐すみの大御神の宮を殊に深く厚く崇敬せ
しませす中にもわきて今回の御遷宮の御事には特に大御
心を注がせ給ひ御宮殿の木材金具れよ御神寶御調度
等方の物事古へも例しなきまてに重く嚴しく造り立成
し調へ仕へ奉らしめ給ひぬるこそ最も愛たく畏こく仰

きても尙^やあまらぬ御事にこそ穴賢

版權登錄

きても尙なほあまひある御事にこそ穴賢



明治二十二年九月二十日印刷
明治二十三年九月廿一日出版

(正價金拾貳錢)

著者

豐住謙次郎

三原縣伊勢國津地
地取須町廿三番地

發行者

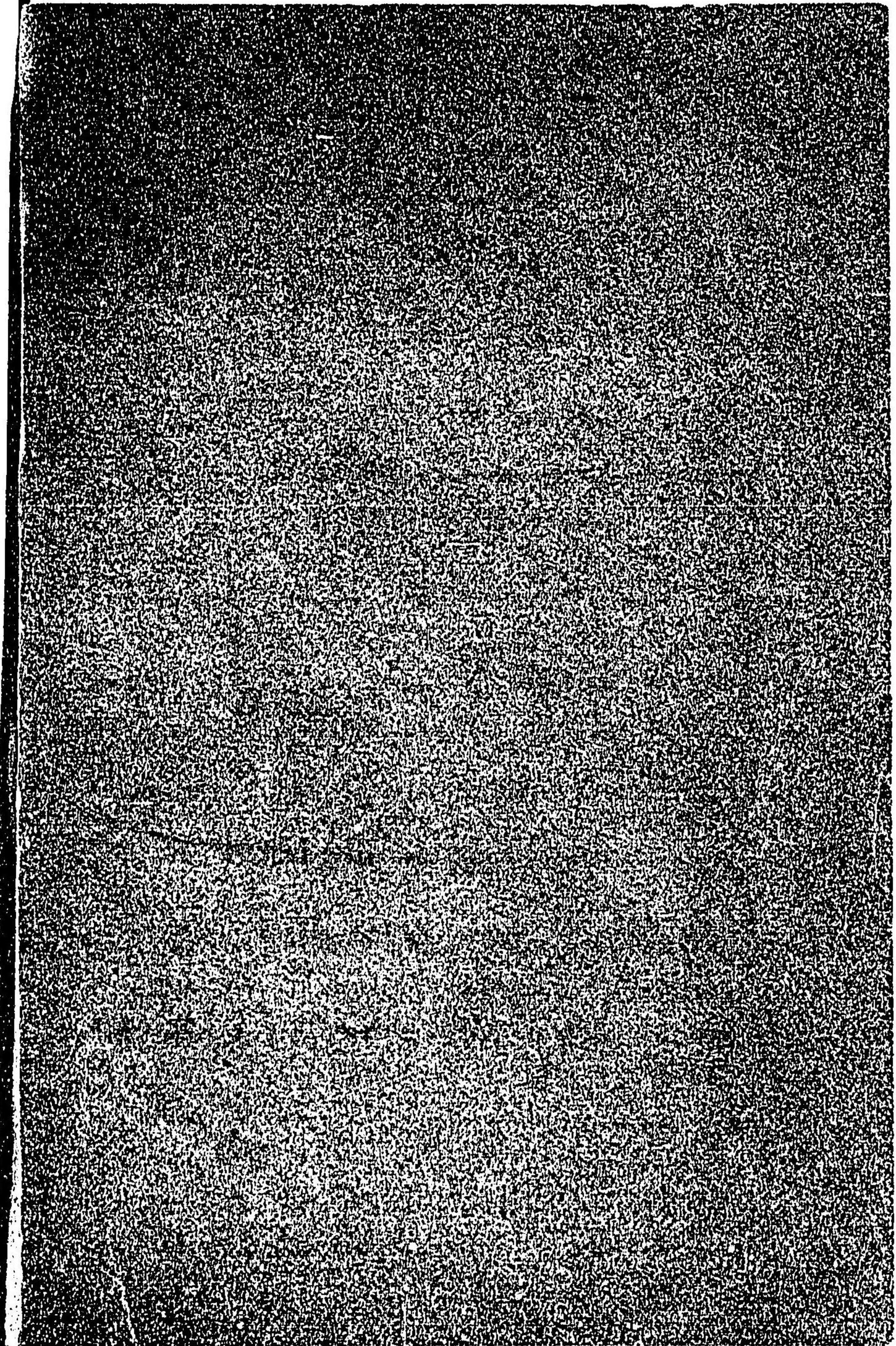
柴田普左衛門

三原縣伊勢國津地
西町四十五番地

印刷者

鈴木嘉兵衛

三原縣伊勢國津地
東町三十一番地





013832-000-7

特15-627

伊勢両宮御遷宮の記

豊住 謹次郎(美の屋主人) / 編

M22

ABB-0041

